

① 昭和52年12月20日

① 本村の実体が把握出来ておらず、
この村史編纂についても、戦災で
多くの資料を失ない戦後三十年
余を経た今日では、村史編纂に取
組むことは幾多の困難が予想され
る。

後世に本村の歩みを理解してもら
る、村の発展を期するために今
回の村史編纂となつたわけです。
そこで、村としては、村民及び
村内外の機関、知人、友人等多数
の方に次の資料提供依頼を呼びか
けております。

一、古い資料



村史編纂員の辞令交付式（村役場にて）

② 村内の過去の状況がわかる
ような新聞切り抜き、文献、日
誌、日記等の記録

③ 村民の過去の生活業式等が
解説出来そうな農具、作業
機器、家具、玩具等

④ 建築様式がわかるような写
真（学校、役場、郵便局等）

⑤ 建築様式がわかるような民
家、畜舎、納屋等の写真

⑥ 古い写真

⑦ その他の
⑧ 芸能文化紹介

⑨ 口碑伝説の紹介

⑩ 芸能文化紹介

⑪ 芸能文化紹介

⑫ 芸能文化紹介

⑬ 芸能文化紹介

⑭ 芸能文化紹介

⑮ 芸能文化紹介

⑯ 芸能文化紹介

⑰ 芸能文化紹介

⑱ 芸能文化紹介

⑲ 芸能文化紹介

⑳ 芸能文化紹介

㉑ 芸能文化紹介

㉒ 芸能文化紹介

㉓ 芸能文化紹介

㉔ 芸能文化紹介

㉕ 芸能文化紹介

㉖ 芸能文化紹介

㉗ 芸能文化紹介

㉘ 芸能文化紹介

㉙ 芸能文化紹介

㉚ 芸能文化紹介

㉛ 芸能文化紹介

㉜ 芸能文化紹介

㉝ 芸能文化紹介

㉞ 芸能文化紹介

㉟ 芸能文化紹介

㉟

昭和52年12月20日

広報にしはら

内間チーム堂々の六連勝

／第十三回西原村青年駅伝大会／

西原村駅伝実行委員会（実行委員長、喜屋武哲治）は、十一月二十七日に、村内各区青年会の親睦と融和を深めると共に、体力の向上とスポーツ精神の高揚を目的として、第十三回西原村青年駅伝大会を開催した。

大会は、村内青年会よりハチャム、オブザバー参加として消防学校より一チーム計九チームで行なわれ、各チームとも例年ない最強のメンバーで優勝をかけてレー

スにのぞんだ。秋深まる絶好のコンディションに恵れ午後一時十五分の出発号砲で、全選手は、村役場前を一斉にスタートし、大会役員及び白バイ三台を先導に、選手は、昨年と同じコース（コザ高折りかえし）六



9 チーム一斉にスタート（村役場前にて）

各区间の成績

区间	氏名	チーム名	記録
1区	那城花実正己	14区消防学校	24分18秒（新） 25分13秒（） 26分01秒（）
2区	平良義恒明	13区 11区 7区（小橋川）	20分16秒 21分11秒 21分12秒
3区	那紀与伊	7区（内間） 消防学校 11区	13分41秒（新） 14分16秒（） 14分42秒
4区	那橋隆	13区 11区 7区（内間）	21分27秒 21分35秒 21分53秒
5区	那見弘	7区（内間） 1区 11区	13分57秒 15分04秒 15分08秒
6区	那安光辰善政弘	7区（内間） 7区（小橋川） 11区	22分33秒 23分47秒 24分46秒

前半のレッドヒートをくりひろげた。三三位から新垣勝（三区、区間新十三分四一秒）の健闘により三位からトップと五メートル差で四区と中継した。城間良信（四区）は、前半（コザ高前下坂）で、消防学校チームを抜いてトップに立ちぐんぐん引き離した。諸見里安弘（五区）と与儀善一（六区）は、両名とも区間賞を取る健闘を見せ、差をぐんぐん広げ完全な独走態勢を保った。結局、二位以下を七分八〇メートル程度引き離し一時間五九分四七秒（大会新）で優勝を飾った。よって、内間チームは、昭和四八年以來六連勝の

偉業を達成した。

従来村青年連合会主催で行なわれた大会は、村青年連合会がない状態の中、実行委員会でやることになった。来年の大会からは、これを機に村青年連合会が成し、従来通りの大会にしたいと

去る十月二十三日、沖縄市宮陸上競技場において、第五回中頭郡

いう声も高いようである。
尚成績は次の通りです。

今大会の参加団体は、石川市以外の郡内四市を除く九市町村で男子の部、三三種目、女子の部、十

種目に覇を競い本村も、男子、

二七人、女子、九人、総勢三八人の選手団を送り込み、村代表選手

は各種目に健闘を見せ、百米一般

男子をはじめとして十九種目に入賞するという久々の快挙をなし

た。陸上沈滞ムードにあつた本村

において、今大会にこのような成績をおさめたことは意義深いこと

であり、来年の郡大会にかける期待は大きいものがあると体育協会

固定資産税の昭和五十二年度第三期分の納期限が十二月二十五日なっております。未だ納付してない方は、お早目に納めて下さい。

なお第一期、第二期分未納の方も、合わせて納付して下さい。

また、村民税、県民税、の納期限も、昭和五十三年一月三十日となっています。納期限を遅れますと延滞金（年率十四、六%）がつきます。

さらに、昭和五十三年二月十六日と三月十五日は、昭和五十三年一度の村民税の申告と所得税の確定申告の期間となっております。

その他詳しい事は、村役場税務課までお問い合わせ下さい。電話で

もけつこうです。

そこで、相続人を保護するため、

相続はするけれども負債は財産の

限度で支払えば足りるという「限

定承認」の制度がある。

裁判所に申述しなければならない

人がなつたことを知った日から三

か月以内に財産目録を添えて家庭

に相続人は、原則として、被相続

が、必ず相続しなければならない

負債も相続しなければならない

人の有していた財産だけでなく、

とすると、相続人にとつて大変気

の毒なことになる場合がある。

相続人は、原則として、被相続

が、必ず相続しなければならない

負債も相続しなければならない

人の有していた財産だけではなく、

相続しなければならない

債務も相続しなければならない

人の有していた財産だけではなく、

相続しなければならない

債務も相続しなければならない